

浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月7日

告示第1号

改正 平成29年3月31日 告示第6号 平成30年10月1日 告示第19号

令和元年8月20日 告示第6号

（趣旨）

第1条 この告示は、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第3条 浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）は、総合事業として、次に掲げる事業を行う。

（1）訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 介護予防訪問介護（従来型）

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

イ 訪問型サービスA（緩和型）

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの

（2）通所型サービス（第1号通所事業）

ア 介護予防通所介護（従来型）

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

イ 通所型サービスA（緩和型）

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント
（事業の利用申請及び決定）

第4条 前条第1号及び第2号に規定する事業の利用を希望する者は、浜田地区広域行政組合総合事業利用申請書（様式第1号）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、浜田地区広域行政組合総合事業対象者決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（第1号事業に要する費用の額）

第5条 施行規則第140条の63の2第1項第3号イの規定により組合が定める第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表に掲げる単位数に10円を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額）

第6条 第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合は、法第59条の2に規定する額とする。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第7条 管理者は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により島根県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第8条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、1月に限り要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度額相当とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第9条 管理者は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相

当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

（指定事業者の指定の申請）

第10条 指定事業者の指定は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

- (1) 介護予防訪問介護（従来型）

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に旧介護予防訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は平成29年4月以降に訪問介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

- (2) 訪問型サービスA（緩和型）

介護予防訪問介護（従来型）等に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者

- (3) 介護予防通所介護（従来型）

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に旧介護予防通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は平成29年4月以降に通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者又は平成28年4月以降に地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

- (4) 通所型サービスA（緩和型）

介護予防通所介護（従来型）等に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者

（指定事業者の指定の更新の申請）

第11条 指定事業者の指定の更新は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

- (1) 介護予防訪問介護（従来型）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者（以下「みなし指定事業者」という。）及び前条第1号の規定による指定事業者（訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

- (2) 訪問型サービスA（緩和型）

前条第2号の規定による指定事業者

- (3) 介護予防通所介護（従来型）

みなし指定事業者及び前条第3号の規定による指定事業者（通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(4) 通所型サービスA（緩和型）

前条第4号の規定による指定事業者

（指定の基準）

第12条 指定事業者は、別に定める基準に従い事業を行うものとする。

（指定の有効期間）

第13条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

- (1) 指定の有効期間は、指定事業者の指定の日又は指定更新の日から起算して6年とする。
- (2) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）第5条に規定する指定訪問介護又は第99条に規定する指定通所介護（以下「指定居宅サービス」という。）の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、第3条第1号及び第2号に規定する第1号事業に係る指定を受け、かつ、指定居宅サービスと第1号事業の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合（みなし指定を受けている場合を除く。）における第1号事業に係る最初の指定の有効期間は、指定居宅サービスに係る指定の有効期間の満了の日までとする。

（指導及び監査）

第14条 管理者は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日告示第19号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年8月20日告示第6号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

介護予防訪問介護（従来型）、訪問型サービスA（緩和型）、介護予防通所介護（従来型）、通所型サービスA（緩和型）、介護予防ケアマネジメントは、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、次に掲げるもののほかは、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働

省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

1 介護予防訪問介護（従来型）費

(1) 訪問型サービス費Ⅰ 1,172単位

（事業対象者・要支援1・2 1月に付き・週1回程度の訪問）

(2) 訪問型サービス費Ⅱ 2,342単位

（事業対象者・要支援1・2 1月に付き・週2回程度の訪問）

(3) 訪問型サービス費Ⅲ 3,715単位

（事業対象者・要支援2 1月に付き・週2回を超える程度の訪問）

(4) 初回加算 200単位（1月に付き）

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月に付き）

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月に付き）

(6) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1000

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55/1000

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウの90/100

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウの80/100

(7) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63/1000

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42/1000

注 1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(7)を

算定しない。

注2 (5)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注3 (1)から(3)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注4 (1)から(3)までについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位を足す。

注5 (1)から(3)までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位を足す。

注6 (1)から(3)までについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注7 (6)について、所定単位は(1)から(5)までにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注8 (7)について、所定単位は(1)から(5)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 訪問型サービスA（緩和型）費

(1) 訪問型サービス費A1 227単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき45分以上60分未満）

(2) 訪問型サービス費A2 182単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき20分以上45分未満）

(3) 初回加算 200単位（1月に付き）

注1 (1)及び(2)について、週1回程度利用し、1(1)を超える場合、1(1)の単位数を用いる。週2回程度利用し、1(2)を超える場合、1(2)の単位数を用いる。週2回を超える程度利用し、1(3)を超える場合、1(3)の単位数を用いる。

注2 (1)及び(2)について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以

上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

3 介護予防通所介護（従来型）費

(1) 通所型サービス費

ア 通所型サービス費1 1,655単位

（事業対象者・要支援1 1月に付き・週1回程度の通所）

イ 通所型サービス費2 3,393単位

（事業対象者・要支援2 1月に付き・週2回程度の通所）

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月に付き）

(3) 運動器機能向上加算 225単位（1月に付き）

(4) 栄養改善加算 150単位（1月に付き）

(5) 口腔機能向上加算 150単位（1月に付き）

(6) 選択的サービス複数実施加算

ア 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

（ア） 運動器機能向上及び栄養改善 480単位（1月に付き）

（イ） 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月に付き）

（ウ） 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月に付き）

イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月に付き）

(7) 事業所評価加算 120単位（1月に付き）

(8) サービス提供体制強化加算

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

（ア） 事業対象者・要支援1 72単位（1月に付き・週1回程度の通所）

（イ） 事業対象者・要支援2 144単位（1月に付き・週2回程度の通所）

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

（ア） 事業対象者・要支援1 48単位（1月に付き・週1回程度の通所）

（イ） 事業対象者・要支援2 96単位（1月に付き・週2回程度の通所）

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア） 事業対象者・要支援1 24単位（1月に付き・週1回程度の通所）

（イ） 事業対象者・要支援2 48単位（1月に付き・週2回程度の通所）

(9) 生活機能向上連携加算 200単位（1月に付き）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月に付き）

(10) 栄養スクリーニング加算 5単位（1回に付き）

※ 6月に1回を限度とする

(11) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×59/1000

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×43/1000

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×23/1000

エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウの90/100

オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウの80/100

(12) 介護職員等特定処遇改善加算

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12/1000

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000

注 1 (1)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注 2 (1)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注 3 (1)について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注 4 (1)について、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月に付き240単位を足す。

注 5 (1)について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)ア 376単位

(1)イ 752単位

注 6 (2)、(3)における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注 7 (4)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注 8 (9)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注 9 (10)の算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注 10 (11)について、所定単位は(1)から(10)までによる算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)に

については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注11 (12)について、所定単位は(1)から(10)までにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、アの算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、アかイのいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

4 通所型サービスA（緩和型）費

- (1) 通所型サービス費A1（2時間以上5時間未満） 323単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
- (2) 通所型サービス費A2 全日（5時間以上） 324単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
- (3) 通所型サービス費A2 半日（2時間以上5時間未満） 273単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
- (4) 通所型サービス費A3（2時間以上5時間未満） 213単位
（事業対象者・要支援1・2 1回につき）
- (5) 送迎加算 30単位（1日につき）

注1 (1)から(4)までについて、週1回程度利用し、3(1)アを超える場合、3(1)アの単位数を用いる。
週2回程度利用し、3(1)イを超える場合、3(1)イの単位数を用いる。

5 介護予防ケアマネジメント費

- (1) 介護予防ケアマネジメント費 431単位（1月に付き）
- (2) 初回加算 300単位（1月に付き）
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

浜田地区広域行政組合 管理者 様

申請者 住所

氏名

浜田地区広域行政組合総合事業利用申請書

介護予防・日常生活支援総合事業を利用したいので、次のとおり申請します。

また、この申請を行うに当たって、下記に記載されている事項に同意します。

記

被保険者番号		性別	男 ・ 女	
ふりがな		生年		
氏 名		月日	年	月 日
住 所	〒 電話番号			
緊急連絡先	氏 名		続柄	
	住 所			
	電話番号			
希望サービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービス <input type="checkbox"/> その他（ ）			

- 1 私は、浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める遵守事項を理解し、これに従い、自らの意志で事業を利用することとします。
- 2 この事業で得られた個人に関する情報を統計処理することに同意します。
- 3 この事業で得られた個人に関する情報を、ケアプランを作成する必要があるときには、申請書及び基本チェックリストを地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所、事業を実施する関係機関へ提供することを了承します。
- 4 「通所型サービス」の利用に関して、主治医の確認を取っていただくことがあります。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合総合事業対象者決定通知書

次のとおり総合事業対象者の判定結果を通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	

基本チェックリスト実施日	
判定結果	
判定理由	

問い合わせ先

697-8501

島根県浜田市殿町1番地

浜田地区広域行政組合 介護保険課

電話番号 0855-25-1520